

木造の建物が密集する地域の火災予防について

令和4年4月19日に北九州市の旦過地区において、延べ面積1,900㎡を焼損する火災が発生しました。また、同年8月10日にも同地区で火災が発生し、延べ面積約3,300㎡を焼損しています。旦過地区は、築年数の古い木造建築物が密集する地域に所在しており、このような地域は、一旦火災が発生すると大規模な火災になる危険性があります。

当消防本部管内にも木造の建築物が密集する地域があります。火災を起こさないよう、万が一起きた場合にも大規模な火災にならないよう平素から地域住民の皆さん、自治会等の地域関係者の方が自ら出火防止対策や訓練を行うことが必要です。

このような地域の防火対策は次のとおりです。

1 火を使用する設備等の適切な取扱い及び維持管理

- 取り扱い中は、その場を離れないことを徹底しましょう。
- 周囲の整理整頓をしましょう。
- 排気ダクト等の清掃をしましょう。



2 住宅用火災警報器の設置及び維持管理

- 住宅には寝室等に設置しなければなりません。
- 設置から10年以上経過したら、新しいものに交換しましょう。
- 飲食店併用の住宅は、飲食店の厨房部分にも設置しましょう。

10年経ったら交換しましょう



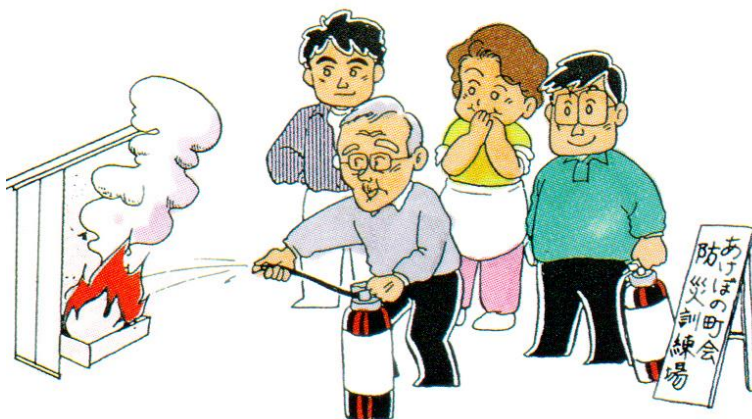
3 消火器の適正な設置及び維持管理

- 飲食店（火を使用する設備等を設けたものに限ります）には、原則として消火器具を設置しなければなりません。
- 適切に維持管理をしましょう。



4 地域ぐるみの訓練等の実施

- 地域関係者の方を主体とした地域ぐるみの訓練を行うなど自主的な取り組みが必要です。



次の「住宅防火命を守る10のポイント」にも留意しましょう！

住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- 

1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 

3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

- 

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う